

2025年12月24日

Press Release
報道関係各位



令和8年度 診療報酬(調剤報酬)・薬価等の改定について

「令和8年度 診療報酬(調剤報酬)・薬価等の改定について」、日本薬剤師会としてのコメントを公表いたします。

お問合せ先：日本薬剤師会 広報課

電話：03-3353-1171

FAX：03-3353-8160

koho@nichiyaku.or.jp

令和 8 年度 診療報酬（調剤報酬）・薬価等の改定について

本日、上野厚生労働大臣と片山財務大臣による折衝が行われ、令和 8 年度診療報酬・薬価等の改定について、本体分 +3.09%、薬価 ▲0.86%、材料価格 ▲0.01%（全体で +2.22%）とすることが合意されました。

現下の賃上げ・物価高の影響等により、保険医療において地域の医薬品提供機能の責務を担う薬局の経営状況が大変厳しい中、特に従業員の処遇改善に向け他業種と同水準の賃上げを実現すべく取り組んでいる薬局を支えるため、調剤報酬の引き上げについて一定のご理解をいただけたことに大変感謝申し上げます。

今回の改定率の内訳は、①賃上げ分（令 8・9 年度平均 +1.70%）、②物価対応（令 8・9 年度平均 +0.76%、食費・光熱水費分 +0.09%、令和 6 年度改定以降の緊急対応分 +0.44%）、③適正化・効率化（▲0.15%）、④政策改定分（+0.25%）となり、これまでとは異なる形で整理されています。そのため、医科・歯科・調剤ごとに詳細な各科改定率を示すことは困難ですが、通常改定に該当するとされる政策改定については、医科 +0.28%、歯科 +0.31%、調剤 +0.08% とされ、従来の取り扱い（1：1.1：0.3）となるよう配慮されたものと受け止めています。

現在、令和 8 年度診療報酬改定に向け、中医協等において精力的な議論が行われています。薬剤師・薬局に係る事項としては、かかりつけ薬剤師機能の評価、地域の医薬品供給拠点として薬局に求められる機能に応じた適切な評価、薬局・薬剤師業務の対人業務の充実化、医療 DX や ICT 連携を活用する薬局の体制の評価、医師・病院薬剤師と薬局薬剤師の協働の取組による医薬品の適正使用等の推進等について検討が進められています。

一方、薬局のあり方について、「患者のための薬局ビジョン」（平成 27 年 10 月、厚生労働省）で掲げた姿となっていないこと、すなわち、すべての薬局が「かかりつけ薬局」となり、立地環境に依存しない地域の薬局としての機能を発揮することが進んでいないとの指摘や、調剤基本料・後発医薬品調剤体制加算等の見直しを求める声もあり、大変厳しい課題が突き付けられているものと認識しています。

本会としては、これら諸課題を早急に解決すべく、医薬分業制度のあるべき姿の実現に向けて、国民・患者への安全・安心な医薬品提供のための地域医薬品提供体制の構築を進め、すべての薬剤師・薬局が「かかりつけ機能」を発揮し、さらなる医療安全の確保、医療の質の向上に努めていく所存です。

令和 7 年 12 月 24 日
日本薬剤師会